

平成 29 年 10 月 30 日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 片岡 信彦

課長補佐 神森 道子

(代表電話) 082(502)7832

## 平成 29 年「高年齢者の雇用状況」集計結果

### 生涯現役社会の実現に向けた取り組み状況

「66 歳以上定年」は 2.6% (0.3 ポイント増加)

「66 歳以上希望者全員の継続雇用制度」は 6.0% (1.3 ポイント増加)

「70 歳以上まで働ける企業」は 23.8% (2.0 ポイント増加)

広島労働局(局長:川口 達三)では、このほど、平成 29 年「高年齢者の雇用状況」に関する報告※(6 月 1 日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

広島県内の常時雇用する労働者(以下「常用労働者」という)31 人以上の企業 3,804 社のうち、99.6% にあたる 3,788 社が高年齢者雇用確保措置(「定年の廃止」や「定年の引き上げ」あるいは「継続雇用制度の導入」のいずれか)を実施していました。

県内の常用労働者数 31 人以上の企業 3,804 社に雇用される常用労働者 629,806 人のうち、60 歳以上は 80,879 人で全体の 12.8% を占めていました。

企業の中には 65 歳までの確保措置に取り組むだけでなく、66 歳以上の法定義務を超える取り組みを実施しているところが年々増加しています。

広島労働局では、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、都道府県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。

※高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

## 【集計結果の主なポイント】

### 1 対象企業(10ページ表1)

広島県内の常用労働者が31人以上規模の企業: 3,804社

中小企業(31人から300人規模): 3,440社

うち 31～50人規模 : 1,393社

51～300人規模 : 2,047社

大企業(301人以上規模) : 364社

### 2 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況(12ページ表4および5)

定年制の廃止および65歳以上定年企業は計 884社(対前年差90社増加)、割合は23.2%  
(同1.8ポイント増加)

このうち、①定年制の廃止企業は110社(同3社減少)、割合は2.9%(同0.2ポイント減少)、  
②65歳以上定年企業は774社(同93社増加)、割合は20.3%(同1.9ポイント増加)

#### 【定年制の廃止企業】

- ・中小企業では109社(同2社減少)、3.2%(0.1ポイント減少)
- ・大企業では1社(同1社減少)、0.3%(同0.3ポイント減少)

#### 【65歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

- ・中小企業では741社(同87社増加)、21.5%(同2.0ポイント増加)
- ・大企業では33社(同6社増加)、9.1%(同1.3ポイント増加)

また、定年年齢別に見ると

- ・65歳定年企業は675社(同78社増加)、17.7%(同1.6ポイント増加)
- ・66歳以上定年企業は99社(同15社増加)、2.6%(同0.3ポイント増加)

### 3 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況(13ページ表6)

希望者全員が66歳以上まで働く継続雇用制度を導入している企業は227社(同52社増加)、  
割合は6.0%(同1.3ポイント増加)

- ・中小企業では214社(同47社増加)、6.2%(同1.2ポイント増加)
- ・大企業では13社(同5社増加)、3.6%(同1.3ポイント増加)

### 4 70歳以上まで働く企業の状況(13ページ表7)

70歳以上まで働く企業は905社(同98社増加)、割合は23.8%(同2.0ポイント増加)

- ・中小企業では840社(同78社増加)、24.4%(同1.7ポイント増加)
- ・大企業では65社(同20社増加)、17.9%(同4.9ポイント増加)

## **1 高年齢者雇用確保措置の実施状況**

### (1) 全体の状況

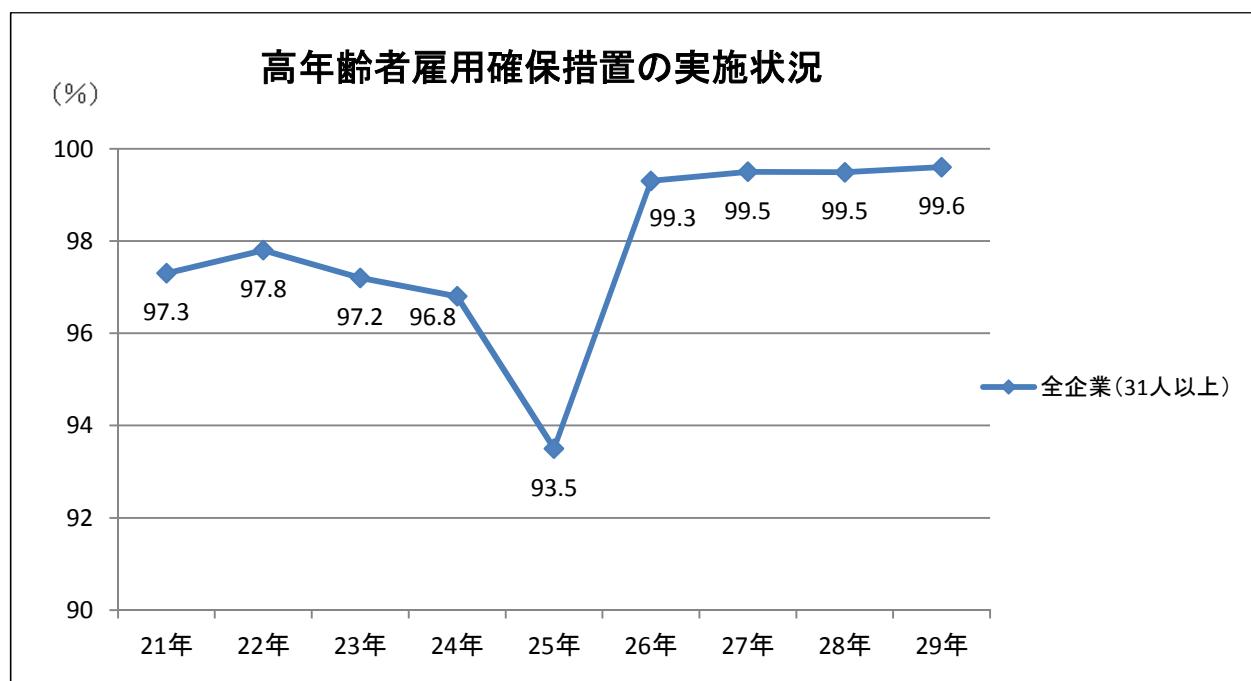
高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は99.6%(3,788社)(対前年差0.1ポイント増加)、51人以上規模の企業で99.8%(2,405社)(同0.1ポイント増加)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.4%(16社)(同0.1ポイント減少)、51人以上規模企業で0.2%(6社)(同0.1ポイント減少)となっている。(10ページ表1)

### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.5%(362社)(同0.2ポイント減少)、中小企業では99.6%(3,426社)(同0.1ポイント増加)となっている。(10ページ表1)

<参考グラフ>



※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

※ 51人以上規模

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
89.7%	95.3%	98.2%	98.7%	98.7%	98.0%	98.0%	93.7%	99.7%	99.8%	99.7%	99.8%

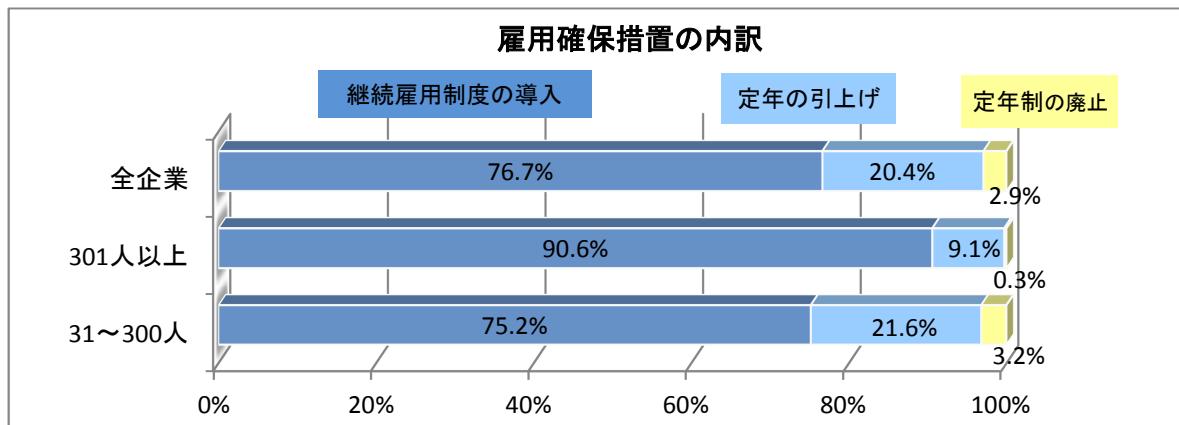
### (3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.9% (110 社) (同 0.2 ポイント減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 20.4% (774 社) (同 1.9 ポイント増加)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 76.7% (2,904 社) (同 1.8 ポイント減少)

となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11 ページ表3-1)

<参考グラフ>

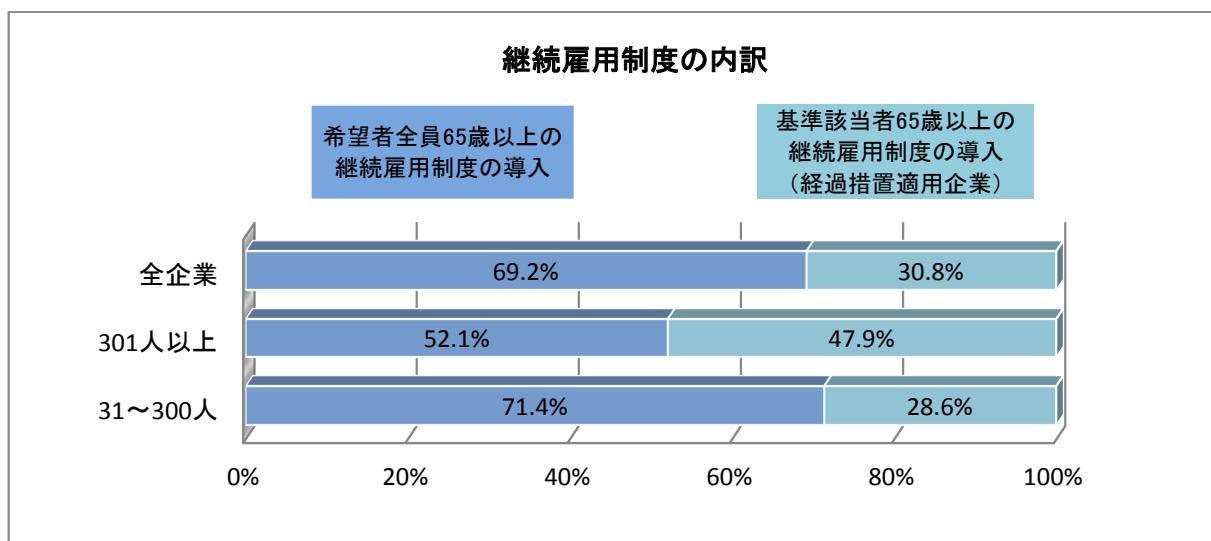


### (4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,904 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 69.2% (2,011 社) (同 0.1 ポイント減少)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 30.8% (893 社) (同 0.1 ポイント増加) となっている。(11 ページ表3-2)

<参考グラフ>



## (5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,904 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 94.4% (2,740 社) (同 0.1 ポイント減少)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 5.6% (164 社) (同 0.1 ポイント増加)となっている。(11 ページ表3-3)

## 2 希望者全員が 65 歳以上まで働く企業等について

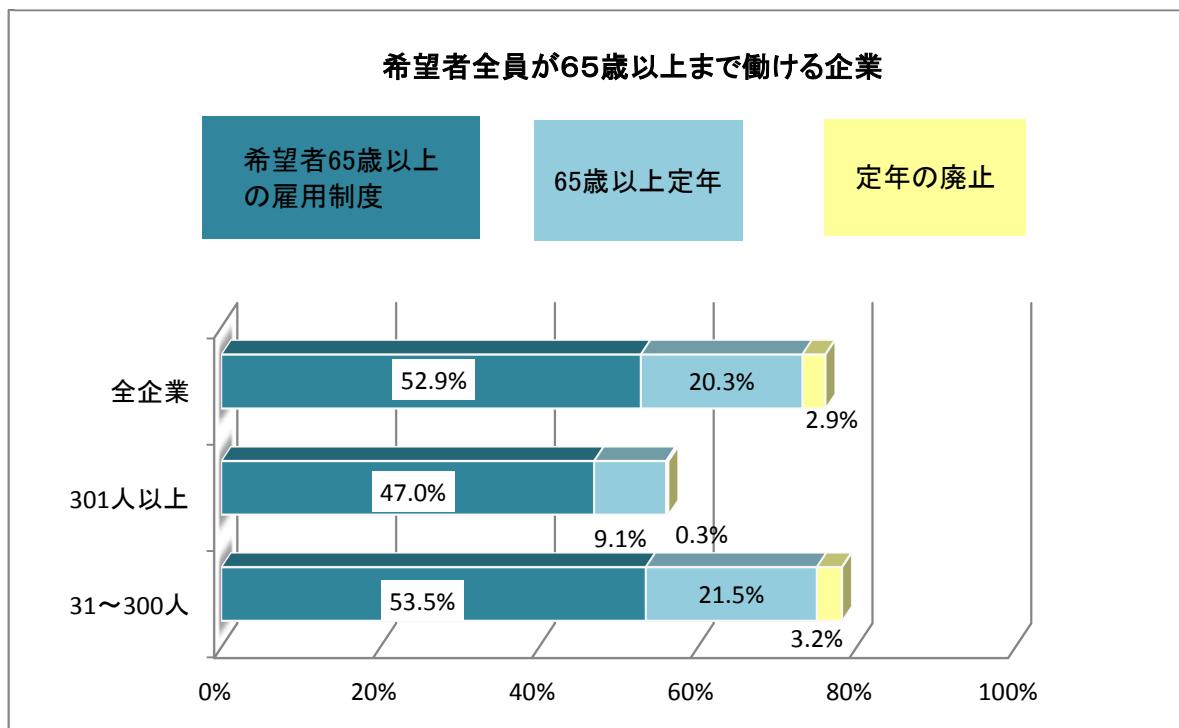
### (1) 希望者全員が 65 歳以上まで働く企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働く企業は 2,895 社(対前年差 97 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 76.1% (同 0.6 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 2,690 社(同 86 社増加)、78.2% (同 0.7 ポイント増加)、
- ② 大企業では 205 社(同 11 社増加)、56.3% (同 0.1 ポイント増加)となっている。(12 ページ表4)

<参考グラフ>



### (2) 定年制の廃止および 65 歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、110 社(同 3 社減少)、報告した全ての企業に占める割合は 2.9% (同 0.2 ポイント減少)となっている。

企業規模別に見ると、

- ア 中小企業では 109 社(同 2 社減少)、3.2% (同 0.1 ポイント減少)
- イ 大企業では 1 社(同 1 社減少)、0.3% (同 0.3 ポイント減少)となっている。(12 ページ表5)

② 65歳以上定年企業は、774社(同93社増加)、報告した全ての企業に占める割合は20.3%(同1.9ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では741社(同87社増加)、21.5%(同2.0ポイント増加)、

イ 大企業では33社(同6社増加)、9.1%(同1.3ポイント増加)

となっている。(12ページ表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

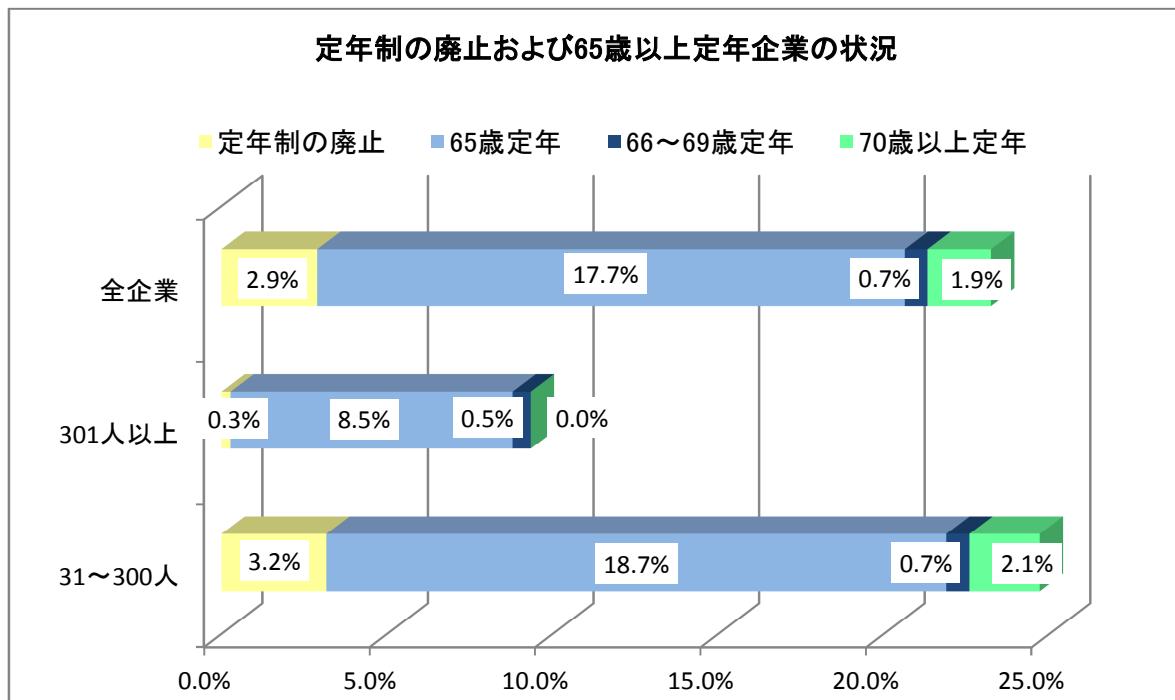
ア 65歳定年の企業は675社(同78社増加)、17.7%(同1.6ポイント増加)、

イ 66~69歳定年の企業は26社(同20社増加)、0.7%(同0.5ポイント増加)、

ウ 70歳以上定年の企業は73社(同5社減少)、1.9%(同0.2ポイント減少)

となっている。(12ページ表5)

<参考グラフ>



### (3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働く継続雇用制度を導入している企業は、227 社(同 52 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 6.0% (同 1.3 ポイント増加) となっている。

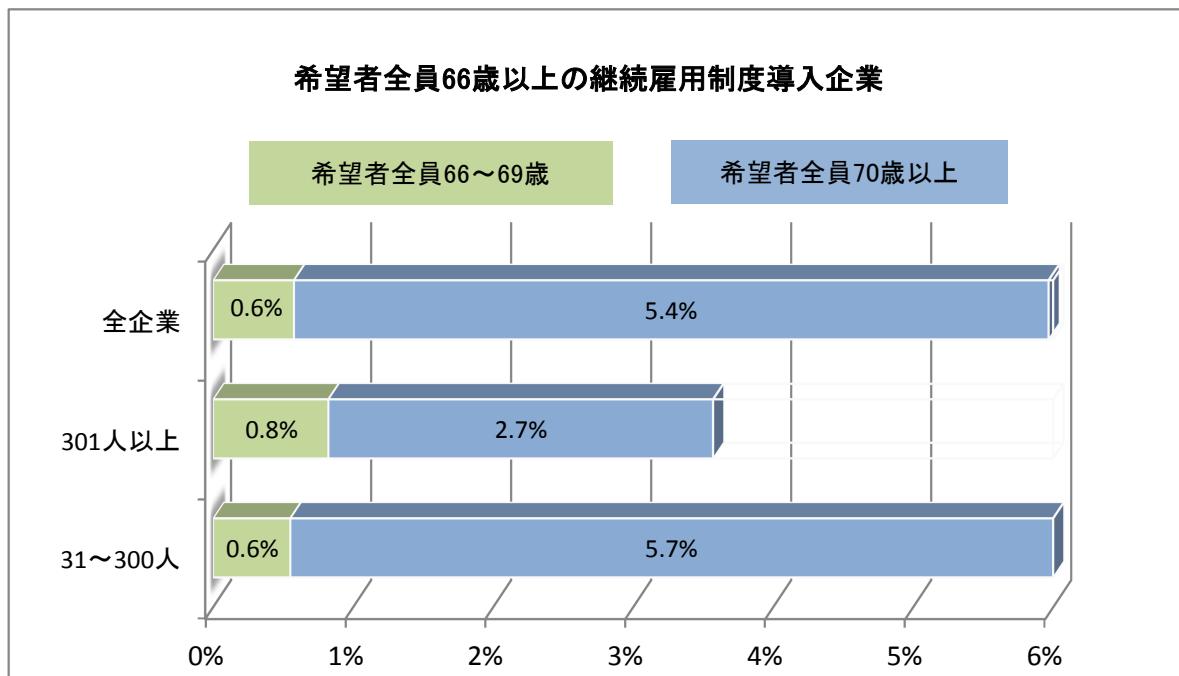
企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 214 社(同 47 社増加)、6.2% (同 1.2 ポイント増加)、
- ② 大企業では 13 社(同 5 社増加)、3.6% (同 1.3 ポイント増加)  
となっている。(13 ページ表6)

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ① 上限年齢 66~69 歳は 22 社(同 12 社増加)、0.6% (同 0.3 ポイント増加)、
- ② 上限年齢 70 歳以上は 205 社(同 40 社増加)、5.4% (同 0.9 ポイント増加)  
となっている。(13 ページ表6)

<参考グラフ>



### (4) 70 歳以上まで働く企業の状況

70 歳以上まで働く企業は、905 社(同 98 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 23.8% (同 2.0 ポイント増加) となっている。

企業規模別に見ると、

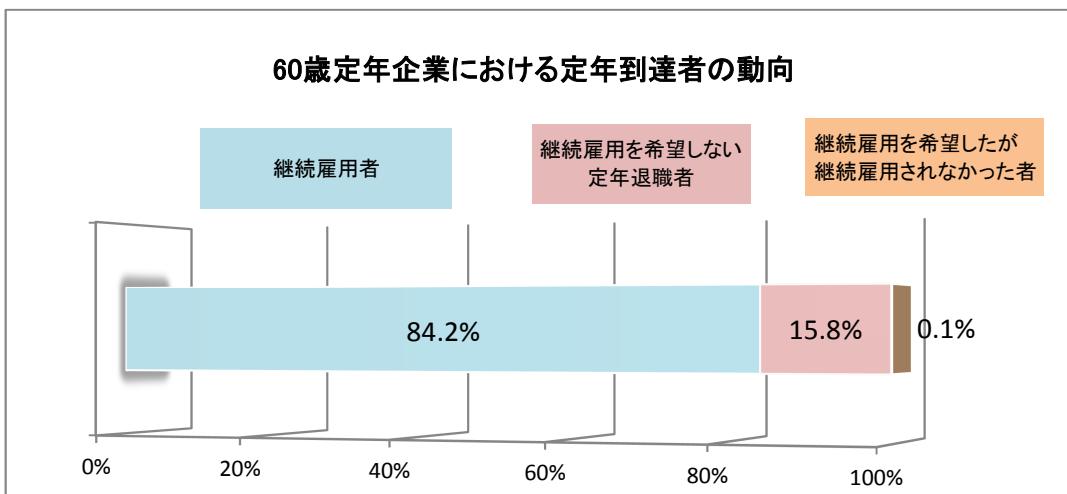
- ① 中小企業では 840 社(同 78 社増加)、24.4% (同 1.7 ポイント増加)、
- ② 大企業では 65 社(同 20 社増加)、17.9% (同 4.9 ポイント増加)  
となっている。(13 ページ表7)

### 3 定年到達者等の動向について

#### (1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(7,327人)のうち、継続雇用された者は6,167人(84.2%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は236人)(3.2%)、継続雇用を希望しない定年退職者は1,155人(15.8%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者は5人(0.1%)となっている。(15ページ表9-1)

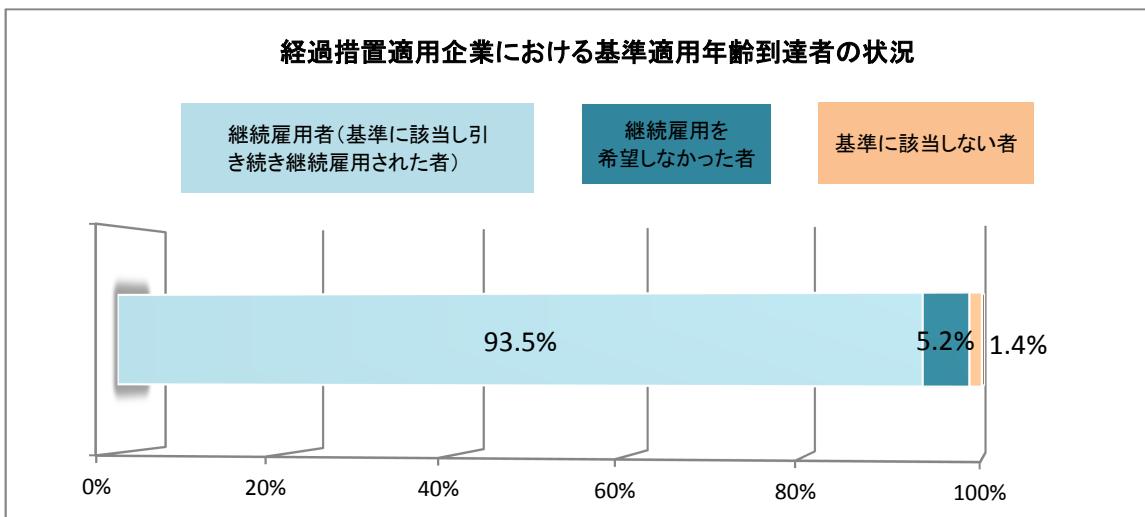
<参考グラフ>



#### (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成28年4月1日以降は62歳)に到達した者(1,825人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,706人(93.5%)、継続雇用の更新を希望しなかつた者は94人(5.2%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は25人(1.4%)となっている。(15ページ表9-2)

<参考グラフ>



## **4 高年齢労働者の状況**

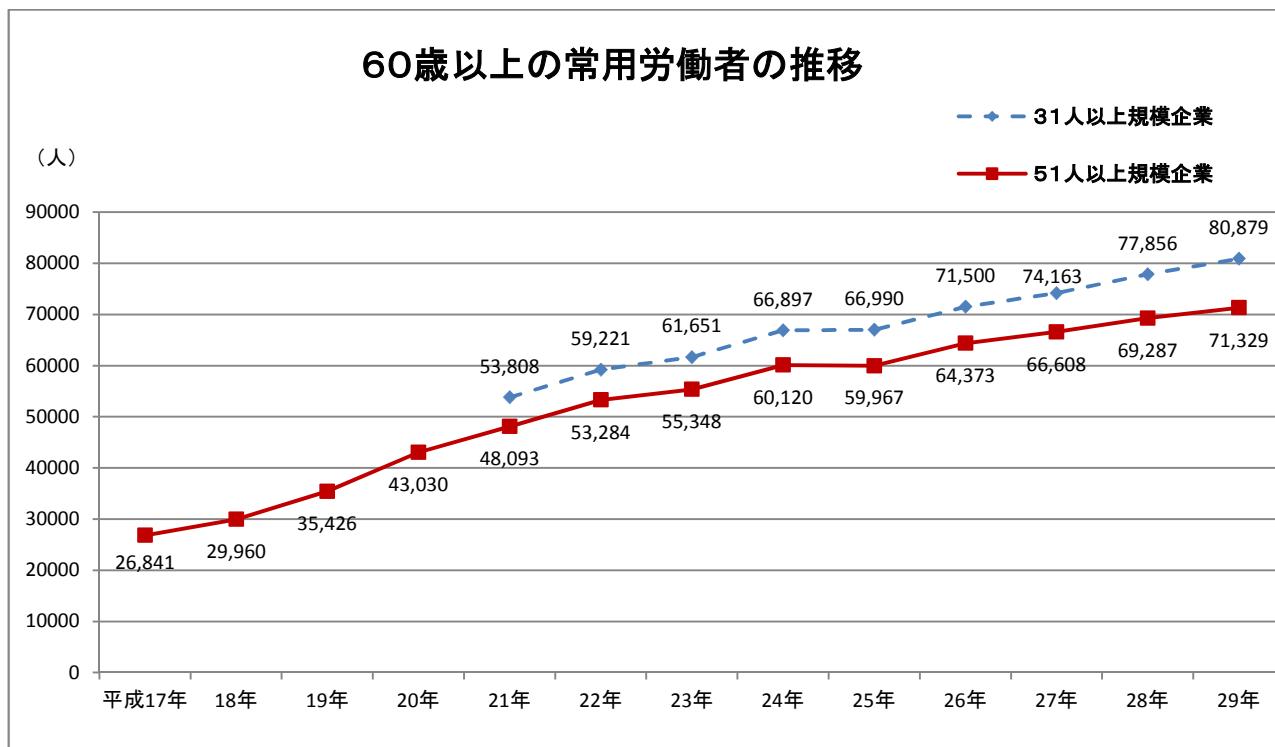
### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数 629,806人のうち、60歳以上の常用労働者数は 80,879人で 12.8%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約 45,690人、65～69歳が 26,277人、70歳以上が 8,912人となっている。(16 ページ表 10)

### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における 60歳以上の常用労働者数は 71,329人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17年)と比較すると、44,488人増加している。31人以上規模企業における 60歳以上の常用労働者数は 80,879人であり、平成 21年と比較すると、27,071人増加している。(16 ページ表 10)

<参考グラフ>



## **5 今後の取組**

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が 16社あることから、これら企業に対しては、都道府県労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

### (2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超えて、年齢にかかわりなく働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。











表9-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継 続雇用されなかつた者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)		
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,723	7,327	6,167	84.2% (84.4%)	236	3.2% (2.3%)	1,155	15.8% (15.4%)	5	0.1% (0.2%)	1,341
うち女性	819	2,481	2,198	88.6% (89.8%)	29	1.2% (0.9%)	282	11.4% (10.0%)	1	0.0% (0.2%)	249

※過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

( )内は、平成28年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表9-2 経過措置企業における基準適用年齢到達者の状況

企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継 続雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(61歳)がいる企業	369	1,825	1,706	93.5% (91.1%)	94	5.2% (6.4%)	25	1.4% (2.5%)
うち女性	166	481	464	96.5% (91.2%)	14	2.9% (6.4%)	3	0.6% (2.4%)

※平成28年6月1日から平成29年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

( )内は、平成28年6月1日現在の数値。

表10 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60~64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
規 模 企 業 5 1人 以 上	平成17年	450,124人	(100.0)	26,841人	(100.0)	19,821人	(100.0)	7,020人	(100.0)
	平成18年	471,653人	(104.8)	29,960人	(111.6)	21,642人	(109.2)	8,318人	(118.5)
	平成19年	489,642人	(108.8)	35,426人	(132.0)	25,709人	(129.7)	9,717人	(138.4)
	平成20年	502,915人	(111.7)	43,030人	(160.3)	31,439人	(158.6)	11,591人	(165.1)
	平成21年	504,856人	(112.2)	48,093人	(179.2)	35,192人	(177.5)	12,901人	(183.8)
	平成22年	519,593人	(115.4)	53,284人	(198.5)	38,662人	(195.1)	14,622人	(208.3)
	平成23年	517,024人	(114.9)	55,348人	(206.2)	41,430人	(209.0)	13,918人	(198.3)
	平成24年	536,793人	(119.3)	60,120人	(224.0)	44,195人	(223.0)	15,925人	(226.9)
	平成25年	530,796人	(117.9)	59,967人	(223.4)	42,366人	(213.7)	17,601人 (4,110人)	(250.7)
	平成26年	544,549人	(121.0)	64,373人	(239.8)	43,344人	(218.7)	21,029人 (4,773人)	(299.6)
	平成27年	555,004人	(123.3)	66,608人	(248.2)	42,575人	(214.8)	24,033人 (5,332人)	(342.4)
	平成28年	558,295人	(124.0)	69,287人	(258.1)	41,732人	(210.5)	27,555人 (2,146人)	(392.5)
	平成29年	574,673人	(127.7)	71,329人	(265.7)	41,039人	(207.0)	30,290人 (7,413人)	(431.5)
規 模 企 業 3 1人 以 上	平成21年	550,736人	(100.0)	53,808人	(100.0)	39,119人	(100.0)	14,689人	(100.0)
	平成22年	564,913人	(102.6)	59,221人	(110.1)	42,811人	(109.4)	16,410人	(111.7)
	平成23年	562,482人	(102.1)	61,651人	(114.6)	45,818人	(117.1)	15,833人	(107.8)
	平成24年	584,783人	(106.2)	66,897人	(124.3)	48,770人	(124.7)	18,127人	(123.4)
	平成25年	578,957人	(105.1)	66,990人	(124.5)	46,886人	(119.9)	20,104人 (4,733人)	(136.9)
	平成26年	592,884人	(107.7)	71,500人	(132.9)	47,584人	(121.6)	23,916人 (5,537人)	(162.8)
	平成27年	603,696人	(109.6)	74,163人	(137.8)	46,811人	(119.7)	27,352人 (6,208人)	(186.2)
	平成28年	611,518人	(111.0)	77,856人	(144.7)	46,241人	(118.2)	31,615人 (7,087人)	(215.2)
	平成29年	629,806人	(114.4)	80,879人	(150.3)	45,690人	(116.8)	35,189人 (8,912人)	(239.6)

※( )は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)